

財政健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

平成 19 年度決算について健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業会計（簡易水道事業）の資金不足比率を算定しましたので、お知らせします。

いずれの比率も国の基準を下回り、村の財政の健全性が確保されています。

健全化判断比率

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|-----------|--------|----------|---------|--------|
| 上北山村の算定比率 | | | 16.1 | 113.9 |
| 早期健全化基準 | 15.0 | 20.0 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 40.0 | 35.0 | |

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で本村では、黒字となるため実質赤字比率は「（無）」となりました。

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で本村では、いずれの会計も黒字のため連結実質赤字比率は「（無）」となりました。

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で本村では、「16.1」となり、早期健全化基準や財政再生基準を下回っています。

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、本村では「113.9」となり早期健全化基準を下回っています。

資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|---------|
| 簡易水道事業特別会計 | | 20.0 |

資金不足比率：公営企業を対象とした実質赤字の事業規模に対する比率で、本村では簡易水道事業が対象になり資金不足がないため「（無）」となりました。